
第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景

1. 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」とする。）第6条第1項の規定に基づき、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った基本方針を示すものです。

計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や処理体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

また、策定期間については、目標年次を10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に、見直しを行うことが適切であるとされています。

2. 計画策定の背景

佐賀市（以下「本市」とする。）は、平成17年10月と平成19年10月に2度の市町村合併を行っていますが、合併後も旧市町村の方式を引き継いでいるため、分別方法や手数料が旧市町村で異なるうえ、複数のごみ処理施設で処理する状況となっていました。

その後、合併時の調整案に基づき、ごみ処理施設の統廃合を進めた結果、平成22年度に天山地区共同塵芥処理場の廃止に伴い、久保田町のごみを佐賀市清掃工場で処理することになりました。続く、平成25年度と平成26年度の2ヵ年で、市直営のごみ処理施設（富士クリーンセンター、クリーンセンター大和、川副・東与賀清掃センター）は廃止し、富士町、大和町、川副町、東与賀町のごみを佐賀市清掃工場において処理しています。

これらのごみ処理施設の統廃合により、脊振広域クリーンセンターにおいて処理している諸富町及び三瀬村を除く地区の分別方法や手数料を統一することとなり、ごみ処理施設の維持管理に係るコストが縮減されます。また、発電機能を備えた佐賀市清掃工場にごみを集約することになるため、再生可能エネルギーの利用量が増加することにつながっています。

本市は、現行の一般廃棄物処理基本計画（以下「現行計画」とする。）の策定以降、清掃工場の焼却炉から発生する二酸化炭素や熱を回収し、周辺の農業施設等へ供給を開始したほか、発電した電力を市内の公共施設に送電するなど廃棄物エネルギーの更なる活用に向けた新たな取組を開始しています。

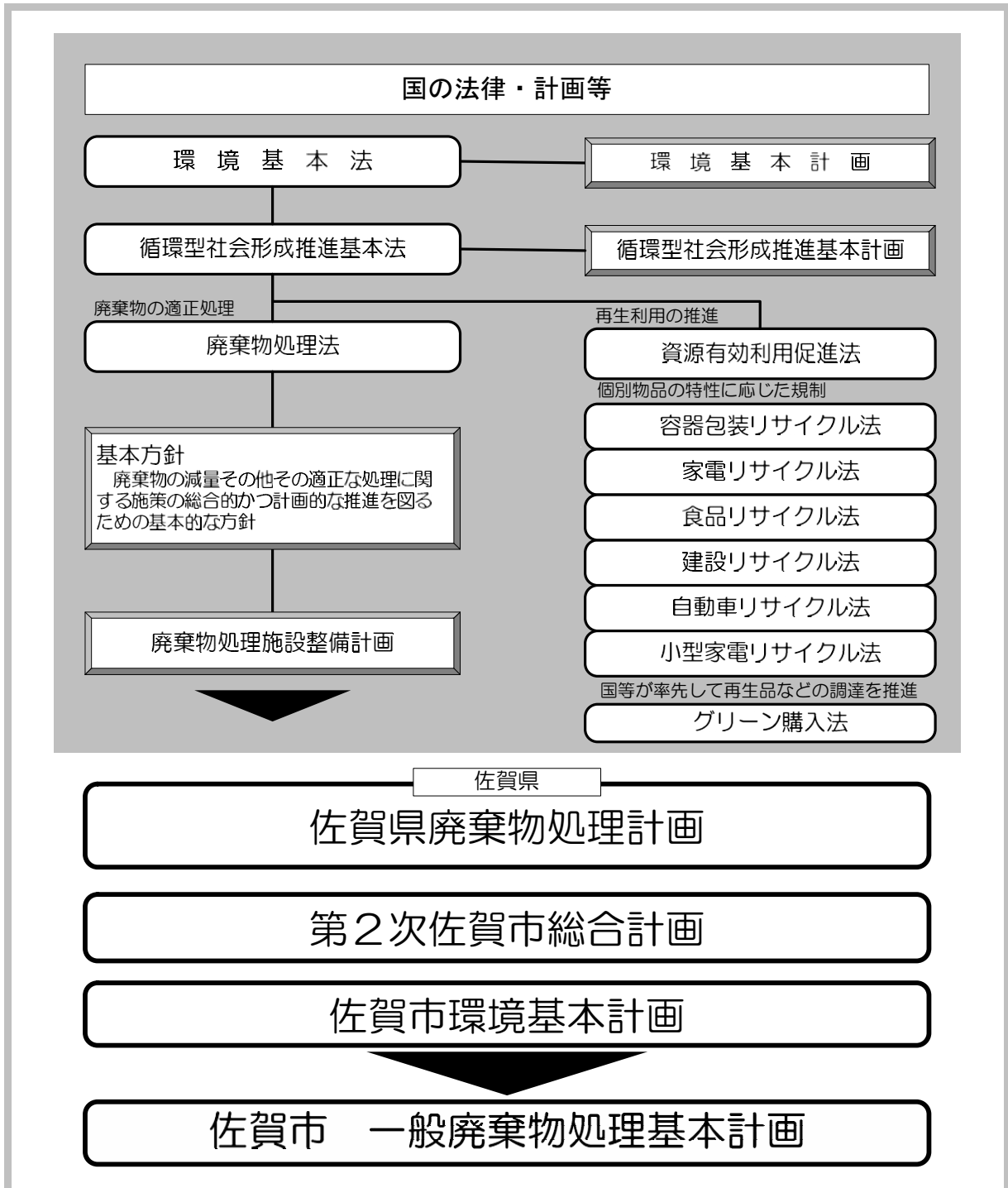
現行計画における計画期間は、平成27年度から令和6年度までの10年間であり、令和元年度を中間目標年度としています。

「佐賀市一般廃棄物処理基本計画（改定版）」（以下「本計画」という。）は、中間目標年度までの計画実施状況の検証結果や前述の新たな取組、社会状況の変化等を踏まえ、令和2年度以降の計画内容について見直しを行いました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により市町村での策定が義務付けられている長期計画であり、国の法律・計画、佐賀県の上位計画及び本市の総合計画などを考慮して策定しています。

◆図表 1-1 本計画の位置づけ



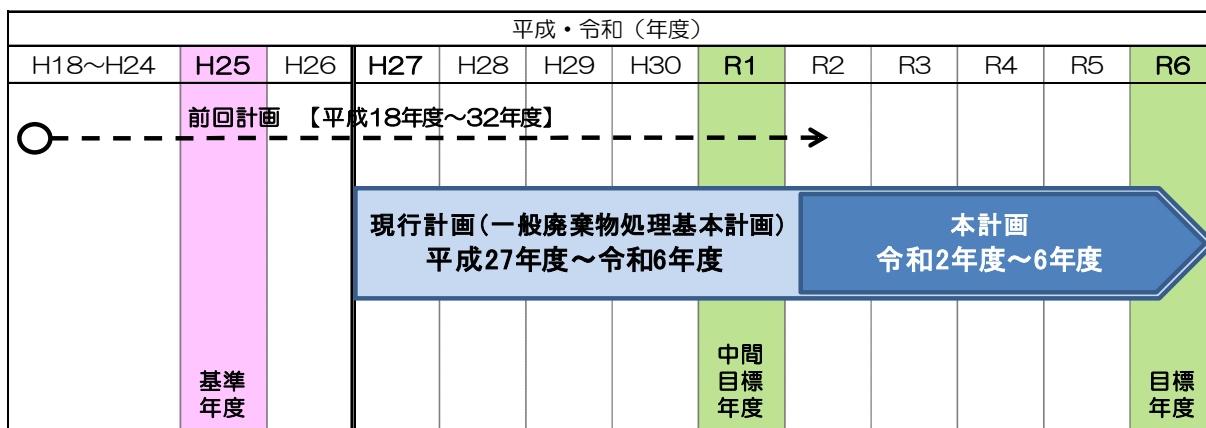
※ 法律名は略称とした。

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、現行計画の中間目標年度以降にあたる令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

本計画の目標年度である令和6年度には、計画の進捗状況の検証・評価を行い、社会情勢の変化等を踏まえた新たな一般廃棄物処理基本計画を策定することとします。

◆図表 1-2 計画の期間



第4節 計画対象廃棄物

本計画は、市内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物

